

11月は児童虐待防止推進月間です

ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください

児童虐待とは、

- ◎**身体的虐待** 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせるなど
- ◎**性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ◎**ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- ◎**心理的虐待** 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）など

乳幼児揺さぶられ症候群 ～赤ちゃんを激しく揺さぶらないで～

赤ちゃんがなにをやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭（脳や網膜）に破損を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

虐待と思ったらすぐお電話を
連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

児童相談所全国共通ダイヤル

0570-064-000

居住地域の児童相談所に電話が取り次がれます。

※一部地域では使えない場合があります。PHSや一部のIP電話からはつながりません。

子どもに関する相談・通告先

- | | | |
|------------------------------|-----------------|-------------|
| ○町民課保健福祉グループ（児童福祉サービス、虐待 など） | 電話 5-1115 | 告知端末 5-8815 |
| ○保健センター（母子保健、子育て、発育 など） | 電話・告知端末 5-1790 | |
| ○中央保育所（保育所、子育て など） | 電話・告知端末 5-1254 | |
| ○教育委員会（不登校、いじめ、非行 など） | 電話 5-1117 | 告知端末 5-8817 |
| ○宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課子ども・運営指導係 | 電話 0162-33-2621 | |
| ○旭川児童相談所稚内分室 | 電話 0162-32-6171 | |
| ○天塩警察署 | 電話 2-2110 | |